

令和7年度リフレッシュ旅行補助事業実施要領

1 事業内容

(1) 次の該当会員が令和7年度に旅行する場合、経費の一部を補助する。

該 当 者		補助 限度額
会 員 期 間	互助会起算年月日	
5年に達した会員（6年目の会員）	令和2年4月1日～令和3年3月31日	10,000円
10年に達した会員（11年目の会員）	平成27年4月1日～平成28年3月31日	10,000円
15年に達した会員（16年目の会員）	平成22年4月1日～平成23年3月31日	10,000円
20年に達した会員（21年目の会員）	平成17年4月1日～平成18年3月31日	10,000円
25年に達した会員（26年目の会員）	平成12年4月1日～平成13年3月31日	10,000円
30年に達した会員（31年目の会員）	平成7年4月1日～平成8年3月31日	50,000円
令和7年度に60歳以上で退職する会員で会員期間が21～26年に達した会員 （25年に達した会員を除く）		10,000円
令和7年度に60歳以上で退職する会員で会員期間が27年に達した会員		10,000円
令和7年度に60歳以上で退職する会員で会員期間が28年に達した会員		10,000円
令和7年度に60歳以上で退職する会員で会員期間が29年に達した会員		15,000円

(2) 該当会員は、次に掲げる事由により、令和7年度中にリフレッシュ旅行の実施が困難な場合は、「要領様式1 リフレッシュ旅行補助対象者除外申出書」（以下、「除外申出書」という。）を提出することにより、翌年度に申請を延期できるものとする。

- ①育児休業
- ②休職等
- ③内地留学及び海外研修（1年以上の長期のもの）
- ④国公立大学等への異動
- ⑤派遣社教主事
- ⑥都道府県間の人事交流

(3) 前年度に除外申出を行っていた会員が、令和7年度にリフレッシュ旅行を実施する場合には、「要領様式2 リフレッシュ旅行補助対象者証明書」（以下、「証明書」という。）を添付して補助金交付申請を行うものとする。ただし、事由が終了した日から1年以内の旅行に限る。

(4) リフレッシュ旅行補助金制度要綱第2条第2項に該当する者（定年退職予定者）については、「証明書」を添付して補助金交付申請を行うものとする。

(5) 当該会員は、互助会が指定する店舗※でリフレッシュ旅行を申し込み、旅行代金支払いの際に、互助会が発行したリフレッシュ旅行補助金認定通知書（以下、「認定通知書」という。）を当該店舗に提出し、補助金限度額相当の割引を受けることにより行う。ただし、旅行代金が補助金限度額に満たない場合は、旅行代金を補助額とする。

※互助会が指定する店舗

香川県教職員福利厚生サポートページ及び香川県電子メール・電子掲示板システムの掲示板「福利厚生（香川県教職員互助会）」参照

2 補助対象会員の確認

- (1) 所属所は、該当会員にリフレッシュ旅行補助金の利用勧奨及び申請の取りまとめを行うにあたり、年度当初に互助会から送付される「要領様式3 互助会一覧」（以下、「互助会一覧」という。）で、所属職員の会員期間等の確認を行う。
- (2) 所属所は、「互助会一覧」（訂正がある場合には二重線で訂正）並びに該当会員の「リフレッシュ旅行補助金交付申請書（以下、「交付申請書」という。）及び「除外申出書」を取りまとめて、互助会の指定する日（6月中旬）までに提出する。

3 その他

- (1) 在籍する所属所と勤務する所属所が異なる会員については、勤務する所属所において申請等を行うものとする。
- (2) 補助は、年度に1回限りとする。
- (3) 6月までにリフレッシュ旅行を計画している会員については、旅行開始2週間前までに、所属所経由で「交付申請書」を提出するものとする。